

# 理事及び監事並びに評議員の報酬及び費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人復康会（以下「この法人」という。）定款第14条及び第27条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、定款第21条にいう理事長及び常務理事並びに業務執行理事をいう。
- (3) 常勤役員のうち、各事業所管理者等を兼任する者を常勤兼任役員といい、管理者等を兼任しない役員を常勤専任役員という。この場合の管理者等とは、病院長、事務局長、副院長、診療部長及びクリニック所長をいい、名誉院長等は含まない。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員等の職務の執行の対価として総額15,000,000円を限度に報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、「役員手当表」（別表1）に基づく報酬を毎月支給する。
- 3 非常勤役員等の対価の報酬としての謝金の額は、理事会、評議員会又は監事監査に出席した場合、1回につき11,137円を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。

## (報酬の支給)

第4条 常勤役員報酬は、翌月15日に支払う。支給日が休日及び土曜日ときは、その前日に支払う。

- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会・評議員会・監事監査の開催日に支給する。

## (役員等の定年)

第5条 常勤役員の定年は、満72歳を迎えた年度の末日、非常勤役員等の定年は、満78歳を迎えた年度の末日とする。

なお、評議員会が特に必要と認めた場合には、定年延長することがある。

## (費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

## (慶弔金)

第7条 役員等の慶弔時には、「慶弔等の基準」（別表2）に定める祝金、見舞金又は弔慰金を贈呈する。ただし、役員等の近親族については、職員就業規則「慶弔等の基準について」に準ずる。

## (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人復康会の設立の登記の日から施行する。
2. 第3条第3項を改定し、平成25年1月1日付施行する。
3. 第5条に追記し、平成26年1月1日付施行する。

別表1 役員手当表

役 職 別	常勤専任手当額	常勤兼任手当額
理 事 長	450,000円	100,000円
常 務 理 事	300,000円	70,000円
業 務 執 行 理 事	—————	50,000円

別表2 慶弔等の基準

事 由		金 額 等
功劳祝金	事業功績に顕著で外部表彰された者（叙勲等）	50,000円
見舞金	10日以上入院加療	10,000円
死 亡	常勤役員	生花1対、弔電、50,000円
	非常勤役員等	生花1対、弔電、30,000円